

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち				節	第1節 交通対策					責任者	所属	秘書企画課	
基本施策	交通対策				総合計画書記載ページ	P132-135					氏名	伊藤 新治		
施策がめざす 将来の姿	●鉄道やバスの利便性が向上し、だれもが利用しやすい交通環境が整っています。				基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・鉄道やバス等の利便性の向上としては、デマンド型乗合タクシーの運行により、高齢者、障害者及び子育て世代の医療機関等への移動を支援するとともに、公共施設への移動の利便性の向上を図っている。また、都市計画道路桜通線の用地買収も進めている。 ・人にやさしい移動環境の整備としては、新たに整備される都市計画道路については、道路構造令に基づき整備を行っている。また、その他の公共施設整備にあたっては、「岩倉市人にやさしい街づくり計画」等に従い整備を行っている。 ・跨線橋の整備による東西交通の円滑化としては、都市計画道路北島藤島線を平成29年3月30日に供用を開始し、東西交通の円滑化を図った。								
	●歩行者や自転車のためのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入が進み、だれもが移動しやすいと感じています。													
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値				目標値	算出根拠		
	電車・バスなどの公共交通の利便性に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	・市民意向調査、市民アンケートによる	
					H25	79.1	79.1	-	-	74.3	73.8	80.0		

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 鉄道の利便性の向上	岩倉駅周辺駐輪場の放置自転車撤去台数	565台(H26)	603台	549台	450台					○	
	岩倉駅周辺駐輪場の整備台数	2,241台(H26)	2,286台	2,286台	2,300台						
① 名鉄犬山線の輸送サービスの向上及び駅施設の整備促進	輸送サービスの向上及び駅施設の利便性や安全性向上のため、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、駅施設のバリアフリー化や駅舎改良などの実現に向けて関係機関へ要請していきます。					尾北地区広域交通網対策連絡協議会を通じて、石仏駅東側のホームの拡幅及び改札口の設置について、最重要要望項目とし、名古屋鉄道に対し要望を行っている。また、駅施設のバリアフリー化については新たに要望事項にあげ、対応を要望した。			現時点で、石仏駅東側のホームの拡幅及び改札口の設置についての具体的な動きはない。	引き続き、名古屋鉄道と協議を進めながら、検討していく。	○
② 岩倉駅東駅前周辺の交通の円滑化	岩倉駅へのアクセス性向上と交通の円滑化を図るため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の整備を推進します。					都市計画道路桜通線については、平成26年4月に愛知県知事より都市計画事業認可を受け、用地買収に着手し、平成29年度末の用地買収率は約43%(883.76㎡)となっている。都市計画道路江南岩倉線については、愛知県に対しても早期事業着手に向け働きかけを行っている。			都市計画道路江南岩倉線については、現時点では事業着手の見通しが立っていない状況である。	両路線とも円滑な事業推進を図るために、関係権利者を始め住民の気運を高めるとともに、愛知県と事業手法を検討する。	○
③ 駅周辺での駐輪場の確保及び利用促進	岩倉駅周辺の駐輪場の利用が一部施設に偏在していることから、市営駐輪場の有料化などによる適正な利用促進策や、利用状況に応じてオートバイ等を含めた新たな駐輪場の確保を検討します。また、駐輪場における放置自転車の整理と撤去により施設の活用促進を図ります。					既存の駐輪場が効率・効果的に利用されるように、放置自転車の整理と撤去により施設の活用促進を図った。			市営駐輪場の有料化やオートバイ等を含めた新たな駐輪場の確保に向けた検討が引き続き必要である。	引き続き、駐輪場の確保に向けた取組を進めて行く。	○
(2) バス等の利便性の向上	路線バスの1日の運行本数	162本(H26)	155本	157本	170本					○	
	路線バスの運行本数に対して満足している市民の割合	73.4%(H26)	67.3%	71.6%	78.0%						
① 民間路線バスの維持・充実	民間路線バスの維持・充実のため、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、バス路線の拡充・新設などを関係機関へ要請していきます。					尾北地区広域交通網対策連絡協議会を通じて、九日市場線の延長について、名鉄バスに対し要望を行っている。			現在、九日市場線の延長についての具体的な動きはない。	引き続き、名鉄バスと協議を進めていく。	○
② 高齢社会に対応した総合交通対策の実現	高齢者や体の不自由な人及び子育て世代等の社会参加を促進するため、デマンド型乗合タクシーの利用促進を図るとともに、高齢社会に対応した交通対策を実現していきます。					平成25年度から岩倉市地域公共交通会議を設置し、既存の公共交通の存続を前提としたデマンド型乗合タクシーの導入についての合意を得て、1年間の実証運行を行い、平成26年10月から本格運行をしている。			当初に設定した乗車数の目標値に達していないため、デマンド型乗合タクシーの利用促進を図るとともに、現状調査と課題の整理を行い、対応方策や今後の公共交通のあり方について総合的に検討することが必要である。	デマンド型乗合タクシーの利用促進に努めるとともに、更なる交通対策を検討する。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(3) 人にやさしい移動環境の整備	子どもや高齢者にとって安全に徒歩や自転車外出できるまちだと思える市民の割合	32.7% (H26)	32.8%	29.7%	32.0%				○	
① 歩行空間のバリアフリー化等の推進	だれもが安全・快適に利用できる歩行空間を創出するため、人にやさしい街づくり計画等に基づき、歩道部の段差解消や点字ブロックの設置などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めます。						新たに整備を行っている都市計画道路においては、「岩倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」等に基づき歩道の整備や計画、設計を行っている。	新規の都市計画道路以外では、費用的な面もあり歩道の段差の解消や点字ブロックの設置などの事業は進んでいない。	引き続き、新規整備路線については、歩行空間のバリアフリー化を進めていく。	○
② 公共施設のバリアフリー化等の推進	人にやさしい街づくり計画等に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、だれもが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。						公共施設の整備にあたっては、「岩倉市人にやさしい街づくり計画」とともに平成22年度に作成した公共施設整備の設計・施工上の技術的基準に基づき整備を行っている。 平成29年度に竣工した五条川小学校放課後児童クラブ教室の施設については、玄関へのスロープや多目的トイレを設置し、バリアフリーな公共施設の整備に努めた。	公共施設については、未だ改善の余地があり、施設管理者において計画的に整備を進める必要がある。	引き続き、公共施設の改修等の際に、バリアフリー化を進めていく。	○
(4) 跨線橋の整備による東西交通の円滑化	都市計画道路北島藤島線整備率	63.3% (H26)	100.0%	100%	100.0%				◎	
① 跨線橋の整備による東西交通の円滑化	市内東西交通のより一層の円滑化をめざし、市南部を東西に横断する都市計画道路北島藤島線の道路高架整備を推進します。						特になし。	特になし。	事業終了。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第2節 道路	責任者	所属	都市整備課					
基本施策	道路	総合計画書記載ページ	P136-139	氏名	西村 忠寿						
施策がめざす将来の姿	●安全で快適な道路環境が整い、歩行者や自転車、自動車が円滑に通行しています。		基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・都市計画道路の名古屋江南線、萩原多気線、一宮春日井線、豊田岩倉線、北島藤島線など広域的な道路ネットワークを形成する幹線道路の整備は着実に進捗している。 ・歩行者の安全性を高めるための路肩部分のカラー舗装化については、市内全小学校の通学路において整備が完了しており、変更があった場合、経年劣化により剥がれてきている部分で区からの要望があった場合などは適宜カラー舗装化を実施している。 ・道路・橋梁の維持管理については「岩倉市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的な道路・橋梁の維持管理を推進している。							
	目標値	基本成果指標		単位	基準値	現状値	目標値				
	道路網の整備(自動車)に満足している市民の割合	%		年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32
			H25	69.6	69.6	-	-	68.8	65.3	73.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 円滑に移動できる幹線道路整備	道路の広さに満足している市民の割合	69.3%(H25)	61.1%	56.3%	70.0%				○	
	都市計画道路の整備率	65.0%(H26)	68.5%	68.5%	76.6%					
① 幹線道路の計画的整備	市内の道路交通の円滑化をめざし、都市計画道路をはじめとした幹線道路の体系的かつ計画的な整備に努めます。					愛知県においては現在、主要地方道名古屋江南線及び春日井一宮線(=都市計画道路萩原多気線)の整備を進めている。名古屋江南線については平成27年度に用地買収を完了し、同年度に工事着手し早期完了にむけ工事を行っている。春日井一宮線は平成29年度末の用地買収率が約98%となっており一部工事にも着手している。 岩倉市においては都市計画道路桜通線及び岩倉西春線の整備を進めている。桜通線は平成26年度より用地買収に着手し、岩倉西春線についても平成28年度より用地買収に着手し早期工事着手に向け買収を進めている。平成29年度末時点での用地買収率は桜通線が約43%、岩倉西春線が約94%である。		中心市街地に計画されている江南岩倉線については、現時点では事業着手の見通しが立っていない状況であるため、関係権利者を始め住民の気運を高めるとともに、愛知県と事業手法を検討することが必要である。	円滑な事業推進を図るためには、地元組織や関係権利者を始め住民の気運を高めるとともに、愛知県と事業手法を検討する。	○
② 都市計画道路の見直し検討	都市計画決定してから長年経っても整備の見通しが立たない路線や時代の変化によって変更が求められる路線などについて、費用対効果や広域的な道路ネットワークなどを勘案しながら、必要に応じて都市計画決定の見直しを検討します。					愛知県では現行の「都市計画道路見直し指針」の改定に着手しており、県決定路線全線について検討するという基本的な考え方が示された。愛知県と検討会議を開催し、岩倉市内の県道について意見交換を行った。		都市計画道路の計画区域内は、都市計画法の制限を受け建築された物件も多く、都市計画決定の見直しとなった際に訴訟にまで発展している事案もあり、全県的な方針の下、取り組む必要がある。	改定される「都市計画道路見直し指針」に基づき、交通情勢を鑑み必要に応じて都市計画決定の見直しを検討する。	○
(2) 安全・快適な道路環境の整備	通学路における歩道の整備率	98.8%(H26)	98.8%	98.8%	100.0%				○	
① 歩行者・自転車の安全確保	歩行者の安全な通行を確保するため、歩道の設置に努めます。また、歩道設置の困難な道路では、路肩部分のカラー舗装化などを行い、安全な歩道整備に努めます。さらに、安全で快適な自転車利用環境の創出に努めます。					歩道が整備されていない市内全小学校通学路において、即効性の高い路肩のカラー舗装化により、歩行空間の簡易整備を実施済であるが、経年劣化により剥がれてきている部分があるため塗り直しを実施した。		路肩のカラー舗装部分の劣化の補修や占用工事などによる復旧など、安全な歩道環境の維持管理に努める必要がある。 また、通学路以外の箇所においては、費用的な面から対策が行われていない。	本市のような密集市街地では用地買収による拡幅が極めて困難であり、全ての道路での歩道設置やカラー舗装化などは非現実的であり、自転車利用環境の創出も同様であり、利用状況に応じた整備に努める必要がある。	○
② 狭あい道路や行き止まり道路の解消	狭あい道路や行き止まり道路を解消し、防災能力がある利用しやすい生活道路としていくため、計画的な道路整備を進めるとともに、セットバックや交差点の隅切りなどに努めます。					狭あい道路の解消策として特にセットバック部分の寄附が寄附者の負担にならないように平成28年度に見直した寄附採納基準により、平成29年度から運用を開始し、3		計画的な道路整備として街路事業は実施しているが生活道路における狭あい道路や行き止まり道路の解消については進んでい	セットバック部分の改正基準の周知に努め寄附件数を増やす。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
③ 道路の防災対策・景観対策の推進	火災・震災などの防災対策として、幹線道路の計画的な整備や沿道のポケットパークの整備に努めます。また、より良い都市景観形成のため、道路緑化の推進や市内の幹線道路の無電柱化に努めます。					件の寄附を受けた。 中心市街地において、延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路としての役割を担う都市計画道路桜通線については、平成26年4月に愛知県知事より都市計画事業認可を受けて事業に着手しており、平成29年度末時点での用地買収率は約43%（883.76㎡）と事業進捗を図ることができた。		ない。 都市計画道路桜通線と同様に延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路としての役割を担う都市計画道路江南岩倉線については、現時点では事業着手の見通しが立っていない状況であるため、事業の必要性を訴え住民の気運を高めるとともに、愛知県と事業手法を検討することが必要。	円滑な事業推進を図るためには、地元組織や関係権利者を始め住民の気運を高めるとともに、愛知県と事業手法を検討する。 ポケットパークや道路緑化、無電柱化については、両路線の工事着手の目途がついた段階で検討を行う。	○
④ 交通安全施設の整備	「防犯・交通安全」の再掲（P97）									
(3) 道路・橋梁の維持管理の充実	まわりの道路の舗装状況に満足している市民の割合	79.9% (H25)	66.3%	64.0%	90.0%				○	
① 計画的な維持管理の推進	限られた財源の中で、市民の財産である道路や橋梁を次世代に確実に引き継ぐことができるよう、効果・効率を重視した長期的な視点で、計画的に道路・橋梁の維持管理を推進します。					施設の長寿命化に向け、「岩倉市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、南橋の補修工事、八神橋・真光寺橋の設計及び15m以上の橋梁13橋の点検を実施した。 さらには、舗装については「岩倉市舗装修繕計画」に基づき、北島藤島線の修繕工事を実施し良好な道路環境の形成を図った。		15m未満の橋梁の点検について経済的に点検できるよう検討する必要がある。	引き続き、法律に基づく維持管理を行う。	○
② 危険箇所の早期発見と早期維持補修	道路を常時良好な状態に保ち、交通の安全確保と道路埋設物の保全を図るため、道路パトロールなどにより危険箇所の早期発見と早期維持補修を実施します。					日常の道路パトロール等により、道路損傷箇所の早期発見・早期補修を実施し、道路を常時良好な状態に保つよう努めた。 簡易な補修については、職員及び公共施設維持管理作業員で実施しているため、より迅速な対応ができています。		占有者等に対し、道路占有者会議や窓口等で舗装復旧等の指導を継続的に実施する必要がある。	引き続き、パトロール等により、交通の安全確保を図るとともに、道路占有者会議において、舗装復旧等の指導を徹底していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち			節	第3節 市街地整備					責任者	所属	都市整備課	
基本施策	市街地整備			総合計画書記載ページ	P140-143					氏名	西村 忠寿		
施策がめざす将来の姿	●市街地の都市基盤整備が進み、安全・安心で快適な都市環境・居住環境が形成されています。			基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	・中心市街地における都市計画道路の整備について、桜通線の整備事業に着手しており、江南岩倉線の事業着手についても愛知県と協議を行うなど事業進捗を図っているが、街なか居住の推進及び駅前活性化にあたっては新たな施策を実施するなど今後も検討が必要である。 ・中心市街地での定住化について、街路事業に合わせた共同建替えや面整備の実施の可能性について地元の組織と研究を行った。								
	●中心市街地に賑わいが戻り、活気あるまちになっています。												
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠		
					年度	基準値	H25	H26	H27	H28		H29	H32
	計画的・質の高い市街地整備や市街地形成に満足している市民の割合			%	H25	69.2	69.2	-	-	70.1		66.4	73.0
市街化区域率			%	H25	50.6	50.6	50.6	50.6	50.6	50.6	53.2		

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 中心市街地の整備	岩倉駅東地区の街並みが魅力的であると感じている市民の割合	12.4%(H22)	12.9%	10.6%	28.0%					○
① 岩倉駅東地区市街地整備の推進	中心市街地の良好な居住環境の整備と都市防災機能の向上を推進するため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の早期整備を図るとともに、街路整備に合わせた沿道の土地利用を推進します。また、岩倉駅東地区の再開発を核とした新しい商業・業務・サービス機能や利便性を生かし、都市機能の更新を図ります。					都市計画道路桜通線平成26年4月に愛知県知事より都市計画事業認可を受けて事業に着手しており、平成29年度末時点での用地買収率は約43%（883.76㎡）と事業進捗を図ることができた。		街路整備に合わせた沿道における建築物の整備誘導については、地元権利者組織の再生協議会とともに岩倉駅東地区のまちづくりの観点から今後、検討が必要である。都市計画道路江南岩倉線については、現時点では事業着手の見通しが立っていない状況であるため、事業の必要性を訴え住民の気運を高めるとともに、愛知県と事業手法を検討することが必要である。	都市計画道路江南岩倉線の事業化と合わせ、沿道地域の整備手法を検討していく。	○
② 街なか居住の促進	都市計画道路沿線で建物の共同建替えなどを実施することにより、街なか居住を推進して中心市街地での定住化を図ります。また、歩いて生活できるまちづくりを基本として、より一層、人にやさしい都市空間を形成するため、主要な道路や公共施設にユニバーサルデザインの導入を推進します。					都市計画道路桜通線の整備は沿道の面整備を伴うものでなく、通常の用地買収方式で実施している。また、都市計画道路江南岩倉線の整備については、愛知県と整備手法を検討している。		今後、都市計画道路江南岩倉線の整備にあたり、不規則に残る残地の有効活用について検討が必要である。都市計画道路の整備にあたって愛知県や岩倉駅東地区再生協議会を始めとする関係機関と連携しながら事業手法等を検討する必要がある。	愛知県や地元組織の再生協議会と共に街なか居住の推進について研究していく。	○
③ 岩倉駅前活性化のための組織の育成	岩倉駅前を中心としたまちの賑わいづくりのために、商工会等と連携しながら、商店街の人材育成をはじめ活力ある組織の育成・支援に努めます。					桜まつり期間中、桜まつり実行委員会による駅前の空き店舗を活用した、駅前通り賑わいづくり事業を実施した。商工会の「TOMOの会」が賑わい創出のために出店した、桜まつりやいわくら市民ふれあまつりに対して支援に努めた。		イベント以外における駅前活性化に向けて商工会等と連携し、検討が必要である。	商工会や地元の発展会と連携し、商店街の組織育成、人材育成に努めていく。	○
(2) 既成住宅市街地の再生										△
① 住宅市街地の居住環境の向上	市街化区域内における未利用地が点在している地区や狭小住宅など基盤整備が不十分な地区における居住環境や防災機能の向上を図るため、計画的な生活道路の確保や未利用地の活用を推進します。					実施できていない。		未利用地の有効活用等を始めとする居住環境及び生活環境の向上については、具体的な施策が見出せていない。	具体的な施策を見出せるように検討を進めていく。	△
② 空き家の利活用等の検討	「住宅」の再掲 (P146)									
③ 狭あい道路や行き止まり道路の解消	「道路」の再掲 (P138)									

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
(3) 計画的な市街地整備・誘導								△	
① 民間住宅地の開発・供給促進	個性と魅力あるまちづくりをめざし、地域の特性を踏まえた質の高い居住空間の整備や地域の発意と創意による住宅地づくりを進めるため、市街化区域内の未利用地等の活用を図るとともに、市街化調整区域においても都市計画法上の要件を満たしている地区では規制緩和を行い、住宅の供給促進を図ります。				平成24年度に市街化調整区域における都市計画上の規制緩和を市内4地区で実施し、平成29年度は13戸の住宅建設が行われ、これまでの合計で137戸建設されている。		住宅施策については今後、検討が必要である。	規制緩和できる地区の拡大等住宅の供給促進について検討を進めている。	○
② 計画的な市街化区域の拡大検討	住宅系や工業系の用途で市街化区域を拡大することが望ましい地区のうち土地所有者の基盤整備に対する合意形成等の諸条件が整った区域については、良好な住宅市街地の形成や環境にやさしい企業用地の確保を図る観点から、組合施行等による土地区画整理事業や地区計画等による計画的な市街化区域拡大の検討を進めます。				工業系市街化区域拡大検討地区について、平成29年度は、平成28年度に引き続き検討区域内において埋蔵文化財の試掘調査や範囲確認調査を実施し、本調査が必要な範囲を概ね確定させた上で採算性の検討を行った。また、地元で発足した土地開発推進委員会の合同会議を定期的に開催し、市と地元で検討を進めた。その結果、検討区域内の土地所有者から開発に関する同意書を得ることができ、採算性の面からも事業を実施可能と判断し、企業庁に対して事業の依頼を行い、企業庁内の審査会で事業実施予定地区として決定された。		愛知県は将来の人口減少を踏まえ、原則として市街化区域の拡大を認めておらず、拡大は非常に困難である。	企業誘致による工業系市街化区域拡大検討地区については、面積要件等の諸要件を満たしていないため市街化区域の拡大は難しいが、地区計画による企業誘致を進めている。	△

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち			節	第4節 住宅					責任者	所属	都市整備課	
基本施策	住宅			総合計画書記載ページ	P144-147					氏名	西村 忠寿		
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市民のだれもが安全・快適で住みやすい住宅で暮らしています。 ●宅地開発やマンション開発が適正に行われ、魅力ある居住環境が形成されています。 			基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】		<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に耐震改修促進計画を策定し、公共施設をはじめ民間木造住宅などの耐震化対策を行ってきており、平成29年度は診断29件、改修2件、解体13件であった。市の助成制度は住宅全体の耐震改修に係るものであるが、1戸の住宅を改修する場合、改修費用の負担が大きく、費用負担を軽減する施策を推進する必要がある。 ・空き家の対策については、空き家の利活用については空家等対策委員会で検討した結果、空き家バンクを立ち上げ、物件の募集を行った。 							
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠		
	市内の住宅の耐震化率			%	年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	・住宅土地統計調査
					H25	80.3	80.3	-	-	-	-	95.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 住まいの安全・安心の確保	木造住宅耐震化率	63.5%(H26)	72.6%	75.0%	95.0%					○
	非木造住宅耐震化率	94.4%(H26)	96.1%	96.3%	95.0%					
① 公的賃貸住宅の改修整備	高齢者・障害者に対応したバリアフリー化など、市営住宅の計画的、かつ適切な改修と維持管理を推進します。また、岩倉団地や県営住宅などの公的住宅についても、高齢者・障害者や子育て世代に対応した改修整備を行うよう、関係機関への要請に努めます。					市営住宅は全48戸のうち1階部分の12戸を対象に住宅の退去時に手摺りの設置や段差解消など部分的にバリアフリー化を進めている。しかし、退去時に合わせて改修を行っていることから、平成29年度末時点で改修実績は2戸に留まっている。		市営住宅については、玄関先の段差解消ができないなど、構造上、完全にバリアフリー化を施せる状況にない。岩倉団地や県営住宅についても同様の理由により改修が進んでいない。	市営住宅については、可能な範囲内で退去に合わせてバリアフリー化を進める。	○
② 民間住宅の耐震化の促進	民間住宅の耐震化を促進するために、市民の費用負担を軽減するための制度を検討するとともに、住宅耐震化の必要性や補助制度等を周知・啓発し、耐震化率の向上に努めます。					耐震化率向上のため木造住宅の無料耐震診断や改修、解体に対する補助制度を周知するため職員による個別訪問や広報紙による啓発活動を実施した。平成29年度は、耐震診断を29件実施し、改修2件、解体13件であった。		広報紙や職員による個別訪問を行っているが、耐震診断は29件、改修は2件と低い数値が続いている。また、診断を受けても改修費用が高額であることから改修に繋がっていない。	補助上限額を増額し、耐震化率向上を図っていく。	○
③ 住宅改善への支援	高齢者や障害者のための住宅改善制度の周知に努めるとともに、適切な住宅改善ができるようにリフォームヘルパーによる助言等の支援を実施します。					広報紙等で制度周知を図っているほか、制度利用時にはリフォームヘルパーによる助言等の支援を行っている。平成29年度は高齢者2件の利用があった。		住宅改善制度の周知に努める必要がある。	引き続き、住宅改善制度の周知に努める。	○
④ 高齢者の住み替えの支援	公的住宅の募集についての情報提供をするとともに、高齢者や障害者のための住み替え助成制度の周知に努めます。					広報紙等で制度周知を図っているほか、利用時には適正に支援を行っている。平成29年度は申請なし。		制度の見直しの検討、周知に努める必要がある。	制度の見直しの検討、制度の周知に努める。	○
(2) 優良な住宅供給支援	住宅用太陽光発電システム設置費補助件数	73件(H26)	65件	53件	60件					○
	住宅用太陽光発電システムを設置している世帯の割合	8.3%(H26)	11.9%	11.9%	10.0%					
① エコ住宅（省エネ住宅）の供給支援	環境への配慮のために、住宅用太陽光発電システムの利用を促進するとともに、省エネルギー・省資源に配慮し、緑を積極的に取り入れたエコ住宅など、環境や人にやさしい住まいに関する啓発や情報の提供に努めます。					住宅用太陽光発電システムに加え、家庭用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムの設置費を補助することによって支援した。		エコ住宅などの啓発や情報の提供が課題である。	引き続き、住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システムの設置費を補助することによって利用の促進を図る。エコ住宅などの啓発や情報の提供に努める。	○
② 子育て支援住宅の供給	人口減少時代においても住宅都市として持続的に発展させていくため、子育て世					子育て世代の移住・定住の促進について、三世同居・		子育て世帯向け賃貸住宅の供給促進のた	引き続き、検討を進め	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
促進等	代を対象とした地域優良賃貸住宅制度をPRするなど、子育て世帯向けの優良な賃貸住宅の供給促進に努めるとともに、子育て世代に着目した移住・定住や住み替えを促進するための事業を検討します。				近居支援事業を平成29年7月1日より実施することができた。また、制度実施に当たっては、住宅金融支援機構が実施する住宅ローン「フラット35」の金利が優遇される協定を締結した。		め、定住促進プロジェクト会議で検討を進めたが、具体化には至らなかった。	ていく。	
③ 空き家の利活用等の検討	人口減少社会時代に対応した住宅地の持続的な発展をめざし、住み替え支援による若い世代の移住・定住促進や安心・快適に暮らし続けられる居住環境づくりを推進するため、空き家の利活用や危険な空き家対策等について検討します。				空き家の利活用については空家等対策委員会で検討した結果、空き家バンクを立ち上げ、物件の募集を行った。空き家バンクの実施に当たっては、登録希望物件の調査や相談窓口等を利用できるよう、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と協定を締結した。 また、危険空き家への対策として、解体費補助金制度の検討を行い、平成30年度より利用できるよう補助要綱を策定した。		空き家バンクへの問い合わせはあるものの物件登録の申請がなかった。	市民や空き家所有者を対象としたセミナーを開催するなど、PRを図るとともに、空き家解体補助制度についてもPRしていく。	○
(3) 魅力ある住環境の形成									
① 住宅市街地の住環境の向上	「市街地整備」の再掲 (P142)								△
② 民間住宅地の開発・供給促進	「市街地整備」の再掲 (P142)								
③ 住宅地の緑化促進	「公園・緑地」の再掲 (P74)								

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち				節	第5節 景観形成					責任者	所属	都市整備課	
基本施策	景観形成				総合計画書記載ページ	P148-150					氏名	西村 忠寿		
施策がめざす 将来の姿	●都市として魅力ある街並みが形成され、まちに愛着や誇りを持つ市民が増えています。				基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・五条川や市街地周縁部の田園風景、中心市街地など、岩倉らしい原風景の保全や岩倉の顔となる良好な景観の維持・向上を市民との協働によって進めていくため、景観意識の向上や美化活動の推進をしていくことが重要である。 ・違反屋外広告物の取締りについては、違反広告物簡易除去活動員制度を実施し、市民と協働で街の美化活動に取り組み、成果をあげている。								
	●うるおいややすらぎを感じる自然や歴史との調和がとれた景観があるまちになっています。													
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値					目標値	算出根拠	
	街並みや沿道などの景観に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	・市民意向調査、市民アンケートによる	
					H25	72.7	72.7	-	-	73.1	70.8	75.0		

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) わかりやすく、岩倉らしい景観の創出									○	
① 公共施設等のデザインの向上による先導的な景観形成	地域における自然、歴史、文化等、地域の特性にふさわしい公共施設整備に努めます。					実施なし。		特になし。	公共施設は新設の場合だけでなく、既設公共施設の改修にあたっては景観形成に向けたデザインの検討に努める。	○
② わかりやすい系統的なサインの整備と適正管理	まちの中をより歩きやすくし、市民や来訪者がまちの魅力を発見できるように、市内の複数か所に五条川までの距離を示すサインを整備するなど、わかりやすい、系統的なサインの整備に努めるとともに適正な管理を行います。					駅前広場や五条川堤防道路などのサインの管理を行っている。 平成29年度は、新たに市長マニフェスト等推進プロジェクトにおいて、ウォーキングロードの整備、健康器具の設置やウォーキングを促進するサインの設置など五条川健幸ロードの整備案について検討を進めた。		五条川健幸ロードのサインも含めた具体的な整備計画をまとめる中で、五条川健幸ロードへの誘導も含めたサインの整備について検討する必要がある。	五条川健幸ロードの整備計画をまとめるとともに、早期の事業実施に努める。	○
③ 緑の保全・育成	「公園・緑地」の再掲（P74）									
④ 五条川の景観整備の推進	市民の誇りとなるような親しみがあり美しい景観の形成という観点から、五条川の水辺環境の保全・整備や五条川桜並木の保全・再生、五条川沿いの散策環境の整備・充実を進めます。					第3次五条川自然再生整備等基本計画に基づき、五条川右岸の大市場橋南の堤防道路整備事業を進めた。 五条川沿いの景観づくりとして東町地内の五条川左岸法面に花苗の植える「緑化ウォール事業」を市民ボランティア団体である「ふれあい花の会」に委託した。		第3次計画の実現のため、より一層の市民・事業者との協働が必要である。	第3次計画に基づき、進行している事業を推進し、他の施策も実施していく。	○
⑤ 岩倉街道沿いの街並み形成	岩倉街道の歴史を感じさせる街並み景観を大切にしたい沿道建築物の建替えを促進するなど、岩倉街道の街並みの再生に努めます。					実施できていない。		岩倉街道沿道の建築物の建替えについては、今後、江南岩倉線の事業化にあたり関係住民の意向も重要となるため、当該路線の整備に着手する段階で今後の街並み形成について検討することが必要である。	江南岩倉線の事業化のタイミングで整備効果の検討を行う。	△
⑥ 田園景観の保全	市街地周縁部の田園風景を保全するため、農地の保全・活用を進めるとともに、鎮守の森、社寺境内等の樹木など既存の緑の保全に努めます。					優良農地を保全するため、農業振興地域整備計画に基づき、農地の保全・流動化促進に努め、市内全域の耕作放棄地の調査・解消、無断転用の是正など一定の成果がでている。 平成30年度の農業振興地域整備計画の見直しに向けて、基礎調査を実施した。		農地の無断転用や遊休農地については、パトロールを実施し、事案を発見した場合は早期に指導することで、拡大の防止に結果が出ているが根本的な解決には至っていない。	田園風景の保全と農地の活用について、地元住民の意向を確認しながら保全していく。 平成30年度は農業振興地域整備計画の見直しを実施する。	△
(2) 身近な景観づくり	屋外広告物撤去数	40枚(H26)	40枚	24枚	30枚					○
	花のあるまちづくり事業で管理する公共施設数	25か所(H26)	25か所	25か所	30か所					○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
① 屋外広告物の適正化	地域の良好な景観形成を図るため、愛知県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適正な規制・誘導を図ります。				違法な屋外広告物は発見次第、所有者に撤去や是正を求めており、良好な景観形成を図っている。また、職員による定期巡回を行うとともに、違反屋外広告物簡易除却活動員制度による登録団体の取り組みの結果、違反広告物は減少している。簡易除却活動団体の登録件数は平成29年度末で5団体29名となっている。		特になし。	引き続き、景観形成の向上を図るため、市民団体等と協調しながら取り組みを進めていく。	◎
② 景観意識の高揚	良好な街並みの景観形成や、うるおいのあるまちづくりに寄与するなど、良好な地域環境の形成に貢献していると認められる建築物や街並みなどの表彰制度を検討し、市民と行政が一体となった都市景観の啓発に努めます。				愛知県において毎年度、まちなみ建築賞を実施しており、該当物件がある場合は市で推薦を行っている。平成29年度は該当物件がなかった。		特になし。	市が地区計画等を定めるなど景観誘導を行っていく必要がある。	△
③ 美化活動の促進	快適でうるおいのある都市景観を創出するため、市民との協働により花のあるまちづくり事業を推進します。また、地域の景観を維持するために市民の協力により行っている違反広告物の撤去など、さらに市民との協働を推し進めながら美化活動を促進します。				花のあるまちづくり事業は、市民ボランティア団体である「ふれあい花の会」に委託している。また、違反広告物の撤去にあっても市と屋外広告物簡易除却団体とともに実施しており、ともに魅力ある都市景観づくりに効果を上げている。		特になし。	引き続き、花のあるまちづくり事業や違反屋外広告物の撤去に当たっては、市民との協働により進めていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第6節 上水道	責任者	所属	上下水道課					
基本施策	上水道	総合計画書記載ページ	P151-153	氏名	松永 久夫						
施策がめざす将来の姿	●サービスがよく健全な水道事業が運営され、安心して飲める良質な水が安定的に供給されています。	基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・安心で安全な水を安定的に供給するための定期的な点検と管路更新を進めている。 ・第4期配水管整備計画に基づき、配水管付設替工事を実施し、老朽化している配水管の更新を実施した。 ・耐震化計画に基づき、基幹管路の耐震管布設替工事を実施し、耐震化率の向上を図った。 ・運営基盤の強化として、コンビニ収納、口座振替受付サービス、閉栓時の現地清算など、利用者への利便性の向上により、収納率の向上を図った。 								
目標値	基本成果指標		単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠		
	安全で安定した水道水の確保に満足している市民の割合		%	年度	基準値	H25	H26	H27		H28	H29
			H25	86.0	86.0	-	-	92.4	88.6	90.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 安心で安定的な供給	有収率 (%)	92.1% (H26)	91.5%	90.4%	94.7%				◎
① 水資源の確保	自己水源は、安定給水や危機管理面でも有用な資源であることから、適切な維持管理による保全を図ります。また、水需要を的確に把握し、自己水源からの取水と県営水道からの適正な受水を図ります。					水源の機械設備の点検を定期的に行っている。また、自己水源の過大な汲み上げによる井戸崩れなどがなく、自己水源からの取水と県営水道からの受水をバランスよく配水する必要があるため、毎日配水量の確認を行っている。	大規模な渇水時には県営水道からの受水に制限を受けることになるので、非常時にも対応できるように現状を維持し、自己水源を長期的に使用するために適切な管理が必要となる。	設備等の点検や配水量の確認を引き続き実施していく。	◎
② 水道施設の計画的な整備・更新	配水管整備事業計画に基づき、水量・水圧不足解消のための配水管拡張やブロック化等を推進するとともに、効果的な漏水調査の実施により有収率の向上を図ります。また、水源施設等の定期的な点検と的確な状況把握により計画的な更新を推進します。					平成29年度に作成した第4期配水管整備計画に基づき配水管の布設替工事を実施した。また、漏水の発見及び通報への迅速な対応で有収率の向上に努めている。水源施設についても定期的な点検と老朽化した設備の更新を計画的に実施した。平成29年度は配水場滅菌設備の改修工事を実施した。	水源施設の老朽化に伴う更新計画が平成32年度で終了するため、引き続き更新計画を作る必要がある。	引き続き、第4期配水管整備計画に基づく配水管布設工事を進める。また、漏水の早期発見のため対策を強化していく。水源施設についても平成33年度以降の更新計画を作成していく。	◎
③ 水質管理の充実	適切な浄水処理や水質監視の強化を図るとともに、給水栓までの水質管理を的確に実施することにより、安全で良質な水道水の供給を推進します。					13か所ある水源施設の定期的な点検と水質管理を毎日実施している。	洗管作業が必要な地域への対応強化が必要である。	引き続き、13か所ある水源施設の定期的な点検と水質管理を毎日実施していく。	◎
(2) 災害対策の充実	管路耐震化率 (%)	29.6% (H26)	31.8%	32.7%	34.0%				◎
① 被害発生抑制	発生が懸念される大規模な地震災害での断水被害を最小限に抑えるため、幹線管路のネットワーク化や耐震化計画に基づく効果的な耐震整備を図り、災害に強い水道施設の構築を推進します。					基幹管路については、更新計画に基づき西市町及び大地町にて布設替工事を実施した。また、配水管については、第4期配水管整備事業計画に基づき本町、下本町、八剱町、北島町にて布設替工事を実施した。	効果的に事業を進めていくには他事業（県事業等）との調整が必要となる。	実施設計を基に、耐震化工事を進め耐震化率の向上を図る。	◎
② 応急給水の充実	災害等による大規模な断水には、水道事業地震防災応急対策要綱や各種マニュアルにより、応急給水や施設復旧に向けて迅速かつ効率的に行動ができるよう訓練を強化するとともに、内容の充実や見直しを適切に行います。また、応急給水用資器材の整備と近隣事業者や関係機関との連携強化により災害対応能力の向上を図ります。					応急給水訓練について、市の総合防災訓練及び愛知県と共同で支援連絡管の操作訓練を実施するとともに、BCP訓練においても給水車を使用した飲料水確保の体制を確立している。また、非常用飲料水容器について、平成29年度も1,000袋購入した。	非常用飲料水容器が全世帯をカバーできていない状況であり、引き続き購入し備蓄する必要がある。	応急給水訓練の実施と非常用飲料水容器の購入を引き続き実施していく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(3) 運営基盤の強化	現年度収納率 (%)	98.5% (H26)	98.9%	98.7%	98.8%				◎	
① 経営の健全化	水道料金の適正な設定や業務の一部民間委託等による効率化・合理化、運営体制の強化などにより経営改善を図り、健全な水道事業を推進します。					<p>安全な水を継続的、安定的、効率的に供給するために民間業者の技術と経験を活かし、業務の効率化を図れるよう検針総合徴収業務と配水施設等運転管理業務の民間委託を実施している。</p> <p>委託業者とは、収納率の向上及び安定した水道水の供給に向け、水道料金未納者に対する給水停止処分の検討や配水施設の効率的な運用方法について毎月打合せを実施している。</p>		<p>今後は、人口減少などの要因により給水収益の大幅な増加は見込めず、老朽化した施設の更新費用も必要となってくる。水道事業の経営状況が悪化するようであれば、料金改定が必要となる。</p>	<p>引き続き、未収金が出ないよう効果的な対策に取り組む。</p>	◎
② 利用者サービスの向上	多様化する利用者ニーズを的確に把握し、開閉栓手続や料金支払等の利便性向上をめざすなど、きめ細かなサービスの充実を図ります。また、経営状況などをわかりやすく情報提供し、利用者の視点に立った信頼される水道事業を推進します。貯水槽水道については、安全性確保のため管理指導と情報提供を促進します。					<p>民間企業の経営手法と専門的管理により、きめ細かな管理を実施している。また、コンビニ収納、口座振替受付サービス及び閉栓時の現地清算も実施し、収納のサービス向上にも取り組んでいる。水道事業の経営状況や貯水槽水道の適正管理の方法などについては、広報紙に掲載し周知を図った。</p>		<p>耐震化事業の推進や老朽化施設の更新等で事業費の増加が懸念されるため、収納率を向上させていくことが必要となる。</p>	<p>閉栓時の現地清算などの利用者サービスの維持向上を継続して実施していく。</p>	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第7節 下水道	責任者	所属	上下水道課						
基本施策	下水道	総合計画書記載ページ	P154-156	氏名	松永 久夫							
施策がめざす将来の姿	●五条川や水路の水質が改善され、衛生的で生態系豊かな水環境となっています。		基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・公共下水道の整備と維持管理の推進については、平成37年度までの下水道整備計画であるアクションプランに基づき面整備を進めるとともに、下水道管の補修など適切な維持管理に努めており、市民アンケート調査で「生活排水処理に満足している市民の割合」が平成32年度の目標値を上回るといった一定の成果が現れている。 ・下水道事業に対する理解促進については、広報紙やホームページによる意識啓発のほか、ふれ愛まつりで下水道普及啓発PRを行った。 ・平成31年4月公営企業会計移行に向け、準備を進めた。								
目標値	基本成果指標			単位	基準値					現状値	目標値	算出根拠
					年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	
	生活排水処理に満足している市民の割合		%	H25	75.5	75.5	-	-	-	79.9	78.0	
下水道整備率		%	H26	61.9	60.4	61.9	64.2	65.8	68.4	69.1		

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 公共下水道事業の推進	汚水処理人口普及率	74.9% (H26)	76.9%	77.9%	86.3%					○
	水洗化率	89.1% (H26)	89.3%	88.8%	90.1%					
① 公共下水道の整備と維持管理の推進	下水道普及率の向上をめざして、五条川右岸公共下水道事業の計画的な整備を図り、下水道整備区域の拡大に努めるとともに、下水道管の点検や清掃、補修整備などの計画的な維持管理を行い、施設の機能維持に努めます。					本町、宮前町の一部15.0haについて、公共下水道を整備した。平成29年度末現在、五条川右岸処理区の整備面積は247.7haとなった。（計画面積434ha） 北島町の下水道管の補修を行ったほか、主要な管きよを適切に維持管理していくために、ストックマネジメント実施方針を作成した。		道路幅が狭く水路や地下埋設物が多いため、公共下水道整備の経費が増大した。維持管理について、管きよの点検・調査や修繕を計画的に行う必要がある。	アクションプランに基づき、コスト削減を図りながら、確実に整備を進める。 主要な管きよについては、ストックマネジメント実施方針に基づき、適切に維持管理していく。	◎
② 公共下水道への接続促進	公共下水道整備による水質保全などの事業効果を高めるために、公共下水道の必要性について啓発するとともに、融資あっせん制度（利子補給制度）の活用をPRし、供用開始区域における宅内排水設備の設置及び公共下水道への早期接続を促進します。					近年下水道が使えるようになった区域を対象に、接続促進のための戸別訪問を4回行った。訪問の翌年度までに接続した率が、過去3ヵ年平均で12.2%であった。 工事説明会（1地区、2回）、受益者負担金説明会（2地区、3回）で、下水道の必要性や融資あっせん制度をPRした。		資金不足、浄化槽が新しい、高齢世帯、空家等の理由により、下水道の接続に消極的な市民に対して、どうすれば接続してもらえるのか、他自治体の事例等を調査し、有用な手段を見つける必要がある。	引き続き、戸別訪問を行う。	○
③ 合併処理浄化槽との併用	公共下水道事業の計画区域外の地域については、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替えを促進し、河川や排水路の水質改善に努めます。					広報紙とホームページで合併処理浄化槽設置整備事業補助金の周知に努めた。平成29年度は、5件の補助を行った。		単独処理浄化槽やくみ取り槽からの切替えについて、今後も補助制度の周知を図っていく必要がある。	単独処理浄化槽やくみ取り槽からの切替えを促進するため、一層の周知・啓発を図っていく。	○
④ 経営の健全化	汚水処理をするための維持管理コストの軽減について県に働きかけるとともに、下水道使用料や受益者負担金の収納率の向上に努めます。また、適正な下水道使用料の設定に向けて、公営企業会計への移行を検討します。					受益者負担金の収納率向上のために、申告書送付時や受益者負担金説明会で、口座振替や一括納付を奨励した。滞納対策として、一斉徴収を4回実施した。 公営企業会計移行のための固定資産調査等を行っている。		岩倉市の下水道事業は、維持管理費を下水道使用料で賄っていない。流域下水道の維持管理コストの軽減について、継続して県に働きかける等、下水道事業の効率的な運営を図るとともに、適正な下水道使用料を算定する必要がある。	計画通り平成31年4月に公営企業会計移行を行う。	○
(2) 下水道事業に対する理解促進	下水道出前講座・見学会参加者数	35人 (H26)	62人	47人	150人					○
① 広報活動の充実	生活雑排水に対する配慮を促すために下水道利用者に情報提供や意識啓発を行うとともに、下水道の必要性や維持管理の重要性、水質調査の結果などを広報紙やホームページ、工事説明会などを通じて積極的にPRし、下水道事業への理解促進に努め					9月1日の下水道の日に合わせて、広報紙で生活雑排水に対する配慮を呼びかけた。 ふれ愛まつりの下水道ブースでパネルを展示し、より多		特になし。	引き続き、広報紙やふれ愛まつりを利用して意識啓発を図る。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
	ます。					<p>くの人に意識啓発を行った。 五条川の水質調査の結果をホームページに掲載し、下水道の必要性についてPRした。 工事説明会等でパンフレットを配布し、維持管理の必要性についてPRした。</p>			平成30年度は、あいち下水道キャンペーンをふれ愛まつりで行う。	
② 五条川右岸浄化センターに係る環境対策事業	五条川右岸浄化センター周辺地域の生活環境の保全をめざし、環境対策事業の充実を県に働きかけるとともに、施設を利用した見学会や水処理のしくみを理解するための機会を設けて、市民の水環境に対する正しい認識が深まるように努めます。					<p>環境保全のため、地元代表者、学識経験者らで構成する第三者委員会を2回開催し、五条川右岸浄化センターの管理運転状況や臭気等の測定結果を説明した。 公共施設見学ぐるっと岩倉+α「岩倉市の下水道と水環境を学ぼう」を開催した。</p>		特になし。	引き続き、関係部署や浄化センターと協力し、施設見学等の機会を設けていく。	○